

			第十号の二	第七号ホから下までのいずれかに該当する <b>金属の粉末(噴霧粉又は球形粉)</b> に限る。)の製造用の装置又はその部分品	噴霧粉又は球形粉 金属の粉末の製造用の装置の部分品	噴霧粉とは溶融金属を飛散させて粉末にしたものをいい、球形粉とは球形の粒子からなる粉末をいう。	他の用途に用いることができるものを除く。
4の項	(10)	複合材料、繊維、プリプレグ若しくはプリフォームの製造用の装置又はその部分品若しくは附属品	第十三号	複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム(パイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品	複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置の部分品若しくは附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
				イ フィラメントワインディング装置又はファイバープレースメント装置であって、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が3以上のもの又はその制御装置		無人航空機は4の項(1)の2)を参照	
				ロ 複合材料からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであって、テープ又はシートを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が2以上のもの			
				ハ 三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	三次元に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	複合材料の構造物を製造するため繊維を織り、編み又は組むためのものであり、アダプター及び改造キットを含む。	左記の用途のために改造されていない繊維加工機を除く。
				ニ 繊維の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの (一) 重合体繊維から他の繊維を製造する装置 (二) 熱したフィラメント状の基材に元素又は化合物を蒸着させるための装置 (三) 耐火セラミックの湿式紡糸装置			
				ホ 繊維の表面処理又はプリプレグ若しくはプリフォームの製造を行うように設計したものの			
4の項	(11)	ノズルであつて、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるためのもの	第十二号	ノズルであつて、原料ガスの熱分解(1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるためのもの			
4の項	(12)	ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置又はその制御装置	第十三号	ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置			
				イ 構造材料の炭素の密度を増加させるためのもの			
				ロ 原料ガスの熱分解により生成する炭素を基材に定着させるためのもの			
4の項	(13)	アイソスタチックプレス又はその制御装置	第十四号	アイソスタチックプレスであつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその制御装置			
				イ 最大圧力が69メガパスカル以上のもの			
				ロ 中空室内の温度制御ができるもの(中空室内の温度が600度以上の場合に限る。)			
				ハ 中空室の内径が254ミリメートル以上のもの			
4の項	(14)	炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉又はその制御装置	第十五号	炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉であつて、化学的気相成長用のもの又はその制御装置		複合材料は4の項(15)を参照	